

ID: 1799

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	樹木等管理協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第38条第4項		
法令番号	平成24年法律第84号		
【根拠条文】 (樹木等管理協定の締結等) 第38条 4 第1項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び法第40条の規定による。 (樹木等管理協定の認可) 第40条 市町村長は、第38条第4項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認可しなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 樹木等管理協定の内容が、第38条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日